

災害時における災害応急対策業務に関する協定締結の公募

次のとおり協定締結を希望する関係者を公募します。

協定の締結を希望する者は、下記により技術資料作成要領を交付しますので、技術資料を作成し提出願います。

技術資料を提出した者の中から要件を満たす者と協定を締結することとします。

なお、本協定締結の公募は、工事発注ではありませんので、現場説明資料の送付及び入札は行いません。

本協定の締結者は、関東地方整備局が総合評価落札方式により発注する工事の入札手続きにおいて、企業の技術力評価が優位になります。また、当該協定に基づき契約し、災害応急対策業務（防災訓練を除く）を行うと、関東地方整備局が総合評価落札方式により発注する工事の入札手続きにおいて、企業の技術力評価が更に優位になります。

令和4年6月24日

国土交通省 関東地方整備局
大宮国道事務所長
阿部 俊彦

記

1. 協定の概要

- (1) 名 称 災害時における災害応急対策業務に関する協定
- (2) 目 的 本協定は、地震・大雨・大雪等の異常な自然現象及び予想できない災害等の場合に、国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所が管理または工事中の施設等（以下「所管施設」という。）において発生した災害に関する早期情報収集及び応急対策（以下「業務」という。）または所管施設についての除雪作業（以下「作業」という。）に関し必要な事項を定め、双方が協力して被害状況の早期把握、被害の拡大防止及び被災施設の早期復旧に資することを目的とする。
- (3) 内 容 協定書（案）及び協定締結区間は別冊のとおり
- (4) 期 間 令和4年11月1日から令和7年10月31日まで
ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに大宮国道より協定締結者に対して継続等の意向を確認し、解約の意向がない場合は3年間継続するものとする。
なお、当該継続期間が満了したときも同様とする。

2. 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和4年度・5年度・6年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事、造園工事のいずれかに認定されている者であること（会社更生法（平成

- 14 年法律第 154 号)に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長(以下「局長」という。)が別に定める手続きに基づく一般競争(指名競争)入札参加資格の再認定を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき、更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 埼玉県内に建設業法に基づく本店、支店、営業所又は拠点(資機材・人員等の基地)を有すること。
- (5) 平成 19 年 4 月 1 日以降に、埼玉県内で元請けとして完成・引渡し完了した一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事、造園工事のいずれかの施工実績(2,500 万円以上)を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20%以上の場合のものに限る。)
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 技術資料の作成及び提出に関する事項

技術資料の提出については、技術資料作成要領 3. による。

4. 協定締結者の選定に関する事項

協定締結者の選定については、技術資料作成要領 5. による。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒331-9649 埼玉県さいたま市北区吉野町 1-435
関東地方整備局 大宮国道事務所 管理第二課
TEL 048-669-1208(管理第二課直通)
FAX 048-669-1226(管理第二課直通)
電子メール ktr-bousai-oomiya4@mlit.go.jp

(2) 技術資料作成要領の交付期間、場所及び方法

- ・ 交付期間 令和 4 年 6 月 24 日(金)から令和 4 年 7 月 15 日(金)まで。
- ・ 交付場所及び方法

大宮国道事務所 HP からのダウンロードにより、資料一式(公募文・技術資料作成要領・様式)を入手すること。

※大宮国道事務所 HP アドレス

<http://www.ktr.mlit.go.jp/oomiya/>

(3) 技術資料の受付期間並びに提出場所及び方法

- ・ 受付期間 令和元年 6 月 24 日(金)から令和元年 7 月 15 日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日 9 時 15 分から 18 時 00 分まで。
- ・ 提出場所 上記(1)に同じ。
- ・ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)、若しくは電子メール(電子メールの場合には着信を確認すること。)による。また、

提出資料と合わせて入力データを電子媒体（ＣＤ－Ｒ等）で提出して下さい。なお、様式のダウンロードしたデータはエクセルファイル、図面等の添付資料はＰＤＦファイルとします。

詳細は、技術資料作成要領による。

（４） 協定締結者への通知

- ・ 通知方法 協定締結者へは郵送により書面をもって通知する。
- ・ 選定通知 令和４年８月１９日（発送予定）

６． その他

- （１） 当事務所は、首都直下地震（震度６弱以上）が発生した場合、国道１７号と新大宮ＢＰ～国道２５４号その他高速道路等を利用した北西方向から都心に向けたルートを、まずは通行可能かの緊急点検（パトロール）、次に通行を可能にする、道路啓開を実施する責任事務所となっている。

協定を希望する者は、埼玉県内当該事務所管内はもとより、首都直下地震時には都内に向けた対応が必要となることを理解の上、技術資料の提出をすること。

- （２） 公募規模は、担当区間において協定内容に基づく対応を行う担当会社（２８社）及び、担当会社と協力又は支援区間（道路啓开区間）において協定内容に基づく対応を行う支援会社（１１社以上）、合計３９社以上である。